

税務関係手続の電子化

(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)

「税務行政の将来像」

～ スマート化を目指して ～

環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化

税務署に
出向かず簡便
に手続が完了



納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)



カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用



重点課題への
的確な取組

国際的租税回避
への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

大口・悪質事案
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

スマート税務行政の実現に向けて

令和元年6月

「税務行政の将来像（平成29年6月）」の公表から令和元年6月までに実現又は具体化した取組及び今後の課題を整理し、引き続き、計画的かつ着実に取り組むことにより、スマート税務行政の実現を図る。

納税者の利便性の向上

税務手続のデジタル化

- e-Taxの推進
 - ・ 更なるe-Taxの使い勝手の向上
 - ・ マイナポータルを活用した確定申告手続の電子化
- 年末調整手続の電子化

税務相談の効率化・高度化

- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置
- チャットボットの導入
- 国税庁ホームページの掲載情報の充実

税務署窓口のスマート化

- 納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進
- 納税証明書の発行の電子化・簡便化
- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置（再掲）

課税・徴収の効率化・高度化

調査等の高度化

- 情報収集の拡大
 - ・ C R S情報の積極的な活用、情報照会手続を活用した的確な情報収集 など
- 情報分析の高度化
 - ・ 機械学習技術による選定の高度化の検討、大量データのマッチング分析 など
- 複雑困難事案への対応
 - ・ 国際的租税回避への対応
 - ・ 富裕層に対する適正課税の確保
 - ・ 消費税の適正課税の確保
 - ・ 大口・悪質事案への対応
 - ・ 新しい経済取引への対応

徴収の効率化・高度化

インフラ整備と業務改革

情報システムの高度化（業務フロー見直しと一体的に実施）

内部事務の集約処理

外部機関との連携強化
（地方公共団体等、税理士会・
関係民間団体、外国税務当局）

税務手続の電子化に係る今後の取組・課題等（主なもの）

1. 税務手続のデジタル化（個人）

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
スマートフォン・タブレットによる電子申告	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンなどに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）を導入。対象は、年末調整済みの給与所得者で、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除に係る還付申告をされる方【平成31年1月～】 ・スマートフォンで作成した申告書は、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードによるe-Tax送信が可能【平成31年1月～】 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ専用画面の利用可能対象者を、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得のある方などにも拡大（所得控除には、基本的にすべて対応）【令和2年1月～】 ・マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン（Androidのみ）を利用し、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信を可能とする。【令和2年1月～】 （注）iPhoneについては、早期対応に向け関係機関と協議中 ・源泉徴収票の電子交付を促進しつつ、書面で交付されたものへの対応として、更なる利便性向上のため、「源泉徴収票等をスマホのカメラで撮影し、確定申告書等作成コーナーに自動入力できる機能」の開発について、技術的な課題も含めて検討【令和4年1月～（予定）】

※ 本資料に掲載の各施策の内容や実施時期は、検討中のものや制度改正・予算措置が必要なものも含まれているため、今後変更する可能性がある。

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
<p>年末調整手続の簡便化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は、保険会社等から保険料控除証明書等を書面で受領し、保険料控除申告書等（書面）を作成 ・勤務先は、従業員から提出された控除申告書等（書面）の検算・保管に事務負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は、保険会社等から電子的に交付された保険料控除証明書等を、勤務先に対して電子提出が可能（平成30年度改正）【令和2年10月～】 ・勤務先は、検算・保管の事務負担が軽減 ・電子的に交付された控除証明書等を利用し、簡便・正確に控除申告書（データ）を作成するため、従業員向けに「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を提供予定【令和2年10月～】 ・控除証明書等情報を年末調整で利用できるよう、控除関係機関（保険会社等）が当該情報をマイナポータルに通知する。 【順次実施（控除関係機関(保険会社等)との協議必要)】

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
<p>マイナポータルを活用した確定申告の簡便化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税者は、控除関係書類を書面で收受し、確定申告書を作成 ・ 一定の控除関係書類（医療費通知、生命保険料控除証明書等）のデータについて、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で取り込む（申告書に自動入力する）ことが可能 【平成 30 年 1 月～】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定口座年間取引報告書についても、「確定申告書等作成コーナー」で取り込む（申告書に自動入力する）ことを可能とする。【令和 2 年 1 月～】 ・ 「確定申告書等作成コーナー」とマイナポータルを連携（控除関係書類のデータをマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力する機能を開発予定）【令和 3 年 1 月～】 <p>※ 控除関係書類データが発行者（医療保険者等）から納税者に対して電子的に交付されることが前提 ⇒ 控除関係書類データの電子交付の普及促進が必要</p> <p>※ 控除関係書類データの電子交付は、各発行者のホームページにログインしてダウンロードする形式や、電子メールの送受信により行われている。 ⇒ それらのデータをマイナポータルに集約した上、「確定申告書等作成コーナー」と連携（自動入力）する仕組みが必要併せて、収入関係のデータについても同様の仕組みの検討が必要</p>

2. 税務手続のデジタル化（法人）

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
申告データの円滑な電子提出のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の電子申告の際の認証手続の簡便化【平成 30 年 4 月～】 ・ イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化【平成 30 年 4 月～】 ・ 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化【令和元年 5 月～】 ・ e-Tax の送信容量の拡大【平成 31 年 1 月～】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表についても、データ処理の円滑化の観点からデータ形式を柔軟化【令和 2 年 4 月～】 ・ 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）【令和 2 年 4 月～】 ・ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【令和 2 年 4 月～】 ・ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【令和 2 年 3 月～】
企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化	<p><法人設立オンライン・ワンストップ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立にあたり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記後の手続のオンライン・ワンストップ化を実現【令和元年度中】 ・ 登記手続も含め、全手続のオンラインワンストップ化を実現【令和 2 年度中】

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
<p>企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化 (つづき)</p>	<p>＜企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ＞ ・税、年金等の手続を個別に実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードマップ（※）を踏まえ、国税については、青色事業専従者給与に関する届出書等の9手続についてワンストップ化を実現する。【令和2年11月～】 ・「最終整理」（※）においては、クラウドを活用したワンズオンリー化や、BPRを含めた企業保有情報の新しい提出方法（例えば、クラウドに保管されている情報を各行政機関がデータ参照する仕組み）に係るシステム構築計画を推進することを検討することとされており、これらの仕組みが構築されることを前提に税務手続についても活用を検討。 【令和3年度後半以降～】 <p>（※）「最終整理」とは、「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理（2019年（平成31年）4月18日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」をいい、「ロードマップ」とは、当該「最終整理」の別添資料をいう。</p>

3. 税務相談の効率化・高度化、税務署窓口のスマート化

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
チャットボットの導入	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な税務相談（一般相談）については、電話相談センターで集中的に対応しているほか、国税庁HPのタックスアンサー等から情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁HPへチャットボットを試験導入し、給与所得者及び年金受給者の確定申告に係る簡易な質問への対応や、税務署の所在地などの案内に対応【令和元年度中】 相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大【令和2年度中】
納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ダイレクト納付における複数金融機関の口座登録を可能化【平成30年1月～】 QRコードを利用したコンビニ納付の導入【平成31年1月～】 	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュレス納付の推進（窓口納付の縮減）に向け、①積極的な利用勧奨・広報周知、②既存納付手段の改善（ダイレクト納付及び振替納税の届出の電子化等）、③情報技術の今後の動向を見据えた新たな納付手段の提供（多様化）に取り組む。【順次実施（詳細は別添）】 <p>（参考）「未来投資戦略2018」において、「キャッシュレス決済比率について、平成39年（注：令和9年）までに4割程度とすることを目指しつつ、さらに将来的には世界的にも遜色のない比率とする」とされていることを踏まえ、令和7（2025）年までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す。</p>